

●香川県告示第302号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成25年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	株式会社キヤリアステーション	高松市天神前1番28号	平成25年4月1日	香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町4丁目1番10号	平成14年1月1日
略				略			